様式１

**特定建設工事共同企業体協定書**

（目　的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

1. 境港市発注に係る清水町汚水枝線（その１）工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負
2. 前号に付帯する事業

（名　称）

第２条　当共同企業体は、清水町汚水枝線（その１）工事

　　　　　　　特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和　　年　　月　　日に成立し、建設工事の請負契約の

　履行後３ヶ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

２　建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は前項の規定にか

　かわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び氏名）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　鳥取県境港市

　　　鳥取県境港市

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、　　　　　　　　　　　　　を代表とする。

（代表者の権限）

1. 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発

　注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払

　金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権

　限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

1. 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事に

　ついて発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わら

　ないものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ、構成員が協

　議して評価するものとする。

（運営委員会）

1. 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に

　当たるものとする。

（構成員の責任）

第条　各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うも

　のとする。

（取引金融機関）

第条　当企業体の取引金融機関は、　　　　　　　銀行　　　　　　支店とし、

　代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（決　算）

第条　当企業体は工事竣工の都度、当該工事について決算するものとする。

（利益金の配分の割合）

第条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により、

　構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合によ

　り、構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工

　事を完成する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち工事途中において、前項の規定により脱退した者がある場合に

　おいては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出

　資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構

　成員が有している出資の割合で分割し、これを第８条に規定する割合に加えた

　割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決

　算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退

　しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わ

　ない。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第条　構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合にお

　いては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（解散後の瑕疵担保責任）

第条　当企業体が解散した後においても、当該工事につき瑕疵があったときは、

　各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるも

　のとする。

　　　　　　　　　　　　　外　　社は、上記のとおり清水町汚水枝線（その１）工事　　　　　　　　　　　　　特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　　通を作成し、構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和　　年　　月　　日